

事務所ニュース

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ツ

重要改正法案二件が成立

施行前の猶予期間に有効対策を

2009になればこうした問題が発生するのは、法改正（規制緩和）時から明確に認識されていました。しかし、多くの派遣先企業は「何か救済策が講じられるかもしれない」と淡い期待を抱いて、有効な対策を講じないまま期限を迎えてしまいました。

政局が流動化する中、国会では、人事労務管理に関する重要な法案が2つ成立しました。第1は労働契約法、

第2は年金関連法です。

内容が重大だけに、法律の公布から（実質）施行まで十分な準備期間が置かれています。

キーポイントをかいつまんで紹介すると、労働契約法関連では、「有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合、無期労働契約に転換させる義務」を創設します。ただし、この部分の施行は公布（平成24年8月10日）から1年以内で、かつ、「施行日以降に締結・更新された契約から適用する」という経過措置が設けられています。

年金法関連では、社会保険の適用対象となる基準を「週20時間以上」に改めます（他にも、年収106万円以上など各種要件あり）。まず、501人以上企業を対象に平成28年10月に施行、それ以下の企業には当面3年の猶予期間を設けます。

法律の公布から施行まで長いタイムラグがあると、企業も気が緩みがちです。思い出されるのが、派遣法関連のいわゆる「2009年問題」です。この年、製造派遣の受入期間3年の上限に達し、派遣の継続使用を断念する企業が続出しました。

2012

10

モデル賃金

知つて得する



賃金実務

「わが社の賃金は、高いのか、低いのか」、従業員（あるいは労組）がそういう疑問を抱いたとき、各種の統計を参考にします。この場合、学歴や年齢別に賃金水準を示す統計表が、一番分かりやすいでしょう。

しかし、年齢別の集計には、大きく分けて2種類あることを理解しておく必要があります。

- ・モデル賃金（標準者賃金）
- ・実在者賃金

両者の区別を知らず、モデル賃金を選ぶと、「わが社の賃金は低い」という誤った結論に導かれます。人事労務担当者は、そういう

誤解に基づく会社批判に対し、理論武装しておくべきでしょう。

モデル賃金（標準者賃金）の代

理想の昇給カーブ示す 実在者より高い数値に

表的定義を引用します。

中央労働委員会は、モデル所定内賃金という用語を用いています。

卒業後、直ちに入社して同一企業に継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件

条件に最も近い実在者から推計した」と説明しています。

下表は、日本経団連の調査結果です。「大手優良企業が多いだけに、さすがに高い給料をもらっているな」、そういう感じるはずです。しかし、こ

（性・職種・学歴・年齢・勤続年数・扶養家族数）に該当する者の所定内賃金をいう」と定義されています。

日本経団連は、標準者賃金と呼称しています。

「標準者とは、学校卒業後直ちに入社し、引き続き在籍している従業員のこと

あり、設定された条件（学歴・年齢・勤続・扶養家族）の該

当者のうち、標準者を選定し調査したものである。ただし、標準者がいない場合は、設定

されると心得るべきでしょう。これは中途採用者や中高年未婚者や懲戒降職者等も含めた平均値ではありません。実際は、「理想的標準者」が大多数を占めるとは限らず、若干、水増しされた水準が示されていると心得るべきでしょう。

図表1 標準者賃金 —全産業、規模計— (単位：円)

年齢(歳)	管理・事務・技術労働者			
	総合職		一般職	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
18	—	165,521	—	162,002
22	210,023	191,143	189,143	184,473
25	237,798	214,018	212,352	203,772
30	321,974	276,482	249,554	239,108
35	383,947	328,130	290,162	273,383
40	460,812	375,502	332,993	305,846
45	537,483	426,941	360,334	337,521
50	591,628	462,388	379,923	361,629
55	618,834	485,321	385,300	374,946
60	588,195	489,378	344,935	358,348

注)「総合職」は年齢別に扶養人数を設定し、家族手当を含む額として集計

「一般職」は、全年齢について扶養家族数を0人と設定し、家族手当を含まない額として集計